

町長コラム 第169号

美里町のこれからを想う②

ウクライナ侵攻は1年を越え、世界の安定がこれだけエネルギーや物価に影響し、安全保障面から国内生産の必要性が再認識されています。

美里町においても、地域内での経済循環を目指し、地域で消費するものはできるだけ地域で生産したものを使おうという地消地産条例をつくりました。例えば、無償化した学校給食の食材、あるいは、家庭や町内の施設などでは町で生産されたものを使ってもらう。公共施設の建て替えは木造が可能なものは町の山林木材を使う。他にも町内で賄えるものはできるだけ町内の事業者や物を活用するなど、町内で「ひと・もの・お金」が回るようにしようという考え方です。

さて、4月1日時点の人口が初めて1万900人を割り、1万891人となりました。町では、人口1万人を維持する目標を掲げ、各種施策を進めています。町の中心となる拠点づくり、企業誘致、集落内農地の宅地化支援、道路整備、子育て支援、健康づくり、福祉政策など、安全安心に、町民の皆さまが助け合っ

て生活できる地域を目指しています。

特に、寄居スマートICが開通し、役場周辺は町の中心となり、生活するのに便利な買物や勤め先、住宅などの誘致を進めています。また、小学校3校統合の答申がでたことから、皆さまに理解される統合案を検討中です。これから美里町が人口1万人を維持するには、教育・子育て・福祉の充実、地消地産や雇用と税収に貢献する企業誘致も進めます。そして、なんと言っても、「子育てを美里町で」と、町で生まれ育った子はもちろん、外部の子育て世代にも選ばれる町として、高校・大学などで一旦は外に出て美里に戻ってくるまちづくりを進めます。

そのためには、今までのやり方を再検討し、今後の人口や財政状況を見据え、デジタル社会への対応、自然環境を守り、生活環境も工夫して改善しつつ、人と人の結びつきを大切にする持続可能な美里町を大胆に創造します。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

美里町の昔ばなし

美里町文化財ガイドブック2

18 浅間山に残る富士講(目録)

県道本庄寄居線の前河原橋の北東に、浅間山と呼ばれている小高い山があり、その頂上付近に浅間神社と呼ばれる小さな祠があります。

その周囲には、いくつかの神々を祀った碑があり、その中でも一番大きく目につくのが富士講の記念碑です。

この記念碑の正面の最上部には富士山が描かれており、その下には「三十三度大願成就」「大正九庚申年八月二十六日建之」とあり、裏側には、多くの奉賛者の名前が刻まれています。

昭和初期に、富士登山をした代参の人が、毎年八月二十三日から二十三日に、奉賛者をはじめ近所の人たちがたき木を持ちより、これを高く積み上げて燃やし、トウモロコシなどを焼いて食べたそうです。これは厄除けの儀式で、信者たちは、行者の身仕度でたき火を囲み「六根清浄」と唱え続けて、たい



記念碑の建てられている浅間山

へんにぎわっていたそうです。江戸時代の後期から流行していたこの富士講も、昭和初期ごろに、時代の流れの中に消えてしまい、現在は訪れる人もなく、記念碑が淋しく残っているだけです。

※1 祠：神を祀る小規模な殿舎。
※2 富士講：富士山を崇拜する人々によって組織された団体。
※3 行者：仏道・修験道の修行をする人。
※4 六根清浄：「人間にそなわった六根(視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、意識)を清らかにする」という意味の言葉。登山の時などにも唱えられ、「不浄なものを見ない、聞かない、嗅がない、味わわない、触れない、感じないために日常との接触を断つ」といって。



富士講の記念碑

※ガイドブックは、美里町コミュニティセンターで無料配布(1人1冊まで)しています。

令和5年度 個人町民税・県民税(住民税)のお知らせ

令和5年度の美里町個人町民税・県民税は前年中(令和4年中)の所得により計算されています。令和5年1月1日に美里町に住んでいるかたが、課税の対象となります。

1 納税方法について

個人町民税・県民税の納税(徴収)方法には、特別徴収と普通徴収があります。

◎特別徴収とは

勤務先の給与(年12回)や年金(年6回)から納付する方法です。

公的年金からの特別徴収は、今年4月1日に65歳以上で、一定の要件を満たすかたが対象となります。

昨年度から引き続き令和5年度も対象となるかたは、仮徴収額(令和4年度に通知済み)を4月、6月、8月に年金から天引きとなります。

◎普通徴収とは

6月、8月、10月、12月の年4回に分けて納付書または口座振替にて納付する方法です。

2 納税通知書の発送について

普通徴収の納税通知書は、6月6日(火)に発送予定です。第1期の納期限は、6月30日(金)です。

納付書に印字された「QRコード」を利用した納付も可能です。(詳しくは、広報みさと4月号をご覧ください。)

※サラリーマンなどの「給与からの特別徴収」の納税通知書については、5月上旬に勤務先へ発送済です。

3 令和5年度(令和4年分)課税証明書などについて

令和5年度(令和4年分)の課税証明書などは、特別徴収のかたは5月9日(火)、普通徴収のかたは6月6日(火)から交付可能です。交付の際は、来庁されるかたの本人確認証(自動車運転免許証など)が必要です。(ご本人以外のかたが申請される場合は、委任状と本人確認証が必要です。)

◆課税証明書などを交付できるかた

- ①町民税・県民税の申告をされたかた
- ②確定申告をされたかた
- ③勤務先から給与支払報告書が町に提出されているかた
- ④日本年金機構などから公的年金等支払報告書が町に提出されているかた

※①~④以外のかたで、課税証明書などの交付を希望する場合は、申告が必要となります。この場合、申告内容によっては、課税証明書などの発行まで2か月程度かかることがありますので、ご了承ください。
※国民健康保険の加入者で、①~④以外のかたや、家族の扶養になっていないかたは、申告をすることにより国民健康保険税が軽減になる場合があります。

問合せ = 税務課 住民税係 ☎76-5131

本庄税務署からのお知らせ

税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

■受験資格

- ・令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していないかたおよび令和6年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みのかた
- ・人事院が前記に掲げる者に準ずると認めるかた

■試験の程度 高等学校卒業程度

■申込方法 原則インターネット申込み(次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する)

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

■受付期間

6月19日(月)~28日(水)

■試験日

- 第1次試験日 9月3日(日)
- 第2次試験日 10月11日(水)~20日(金)のいずれか
- 第1次試験合格通知書で指定する日時

■問合せ

【インターネット申込みに関する問合せ】

人事院 人材局 試験課
☎03-3581-5311 (内線2333)

【上記以外の問合せ】

関東信越国税局 人事第二課 試験係
☎048-600-3111 (内線2097)

いずれも午前9時~午後5時(土日・祝日を除く)